

都府県酪農における新規参入の現状と課題

日本獣医生命科学大学応用生命科学部 教授 長田雅宏

【要約】

本稿は、北海道就農者研修牧場の先駆的事例から、有形・無形資産の修得に関して重要な示唆を得るとともに、遅々として進展しない都府県酪農における新規参入の方策を提示した。調査の結果、離農する酪農家に対して経営移譲を促し、第三者経営継承へ導くことが不可欠であり、そのためには農協・連合会・各県畜産協会などの関連機関と協調して推進することが指摘された。加えて、新たな経営を創出している多様な事例を取り上げ、新規参入モデルを提示した。都府県における酪農新規参入の成功要因について、①農地中間管理機構などによる適正な農地価格の提示や離農跡地の保有・集積を行うこと、②就農希望者を育成する研修牧場の設置、③農協等の関連機関と協調して、地域住民の酪農への理解を醸成すること、④情報の一元収集と第三者経営継承をマッチングする専門職員の養成を提言とした。

I. はじめに

(1) 問題の所在

わが国の生乳生産量は、1996年の865.6万tをピークに以降は漸減し、2018年には729.2万tまで減少している。この内訳をみると、北海道の生産量は概ね横ばいで推移しているのに対し、都府県は2009年に北海道と逆転した以降、18年にはおよそ60万t減産の332.4万tとなっている(図1)。生乳生産は北海道の道東地域に集中する傾向にあって、多くの生乳が都府県へ移送され供給体制は整ったかのように思われるが、

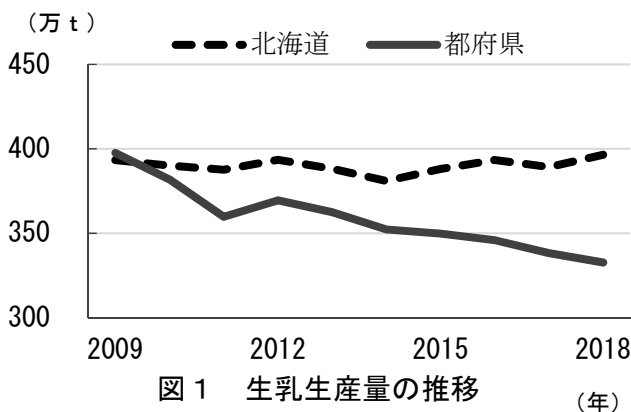


図1 生乳生産量の推移
資料：農林水産省「牛乳・乳製品統計」より

昨今では大型台風の上陸により、その都度供給が途絶え逼迫する状況が続いた。まさに、都府県の生乳供給体制の脆弱さが露呈したといえる。その主因は都府県の生乳生産量の減少であり、このような状況が、都府県における新規就農者への対応を強化すべき謂れである。

中央酪農会議が実施した2007および17年度酪農全国基礎調査の結果を比較すると、17年度の経営主50代は07年度の42.9%から24.6%に減少し、反して60代は19.8%から37.1%に増加して、経営主の平均年齢は54.7歳から57.3歳へと上昇している(図2)。経営継承が順調に行われた場合はピークの変動はないが、2007年は50代でピークを示すのに対し、17年は60代へ移行していることがわかる。この傾向は都府県において顕著に認められ、30代・40代の増加が確認できないことから、新規参入もごく僅かであることが伺われる。

表1 担い手確保率および後継者不在率（単位：％）

	全体		北海道		都府県	
	2007	2017	2007	2017	2007	2017
担い手確保率 ^{注1)}	49.3	49.0	66.7	56.1	43.4	46.4
後継者不在率 ^{注2)}	23.9	31.1	12.3	20.2	27.8	35.1
分からない・未定・無回答	26.8	19.9	21.0	23.7	28.8	18.5

注1) 経営主年齢50歳未満を後継者とする。「経営主が50歳未満」+「経営主が50歳以上または年齢不詳で、就農している後継者がいる」+「経営主が50歳以上または年齢不詳で、就農予定の後継者がいる」

注2) 経営主が50歳以上または年齢不詳で、後継者がいない。

資料：中央酪農会議「2017年酪農全国基礎調査」および「2007年酪農全国基礎調査」より著作作成。

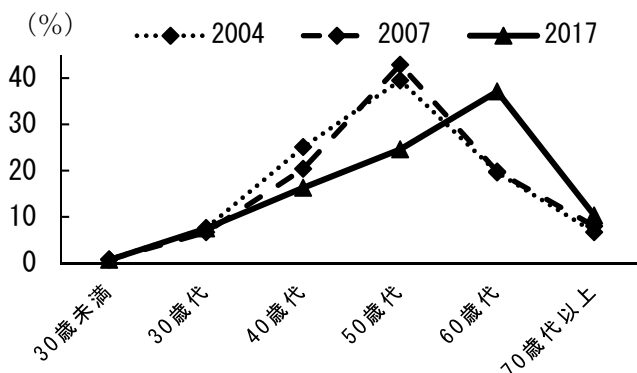


図2 経営主年齢の推移

資料：中央酪農会議「酪農全国基礎調査」

全国の担い手確保率は2007年、17年ともに49%と変動はなく、水田や耕種農業と比較して高いものの、依然として低値を示している^{注1)}。一方で、後継者不在率は北海道・都府県ともに増加しており、およそ3割の酪農家は後継者が存在しない。都府県における担い手確保率は、若干ではあるが改善の兆しがみてとれるが、後継者不在率と未定の割合を合わせると依然として低い状況である（表1）。

以上、述べたとおり、経営主年齢60歳以上割合の上昇、担い手確保率の低下、後継者不在率の上昇から、今後、酪農経営体数の減少が加速すると思われる。酪農経営の将来を担う若年層の確保、定着が喫緊の課題であると言えよう。

表2 農林水産省による新規就農者の定義

新規自営農業就農者	農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」または「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者
新規雇用就農者	調査期日前1年間に新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することになった者
新規参入者	調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者

資料：農林水産省「基本統計用語」より引用

注1：平成29年度食料・農業・農村白書では、49歳以下の基幹的農業従事者がいない販売農家は107万戸で、全体の88.5%を占めている。特に酪農の0.5%に対し、稲作は56.1%、次いで果樹の9.2%、露地野菜5.5%である。

(2) 新規就農の類型化と特徴

農林水産省では、新規就農者を表2のとおり定義している。新規自営農業就農者は、親元就農や家族内経営継承ともいわれ、親の経営を主に長男が継承することであり、新規雇用就農者とは、雇用型大規模酪農経営体などに雇用され就農する形態である。また、新規参入者とは、新たに経営資源を調達し就農する形態であり、資源の調達や継承方法により第三者経営継承と独立就農

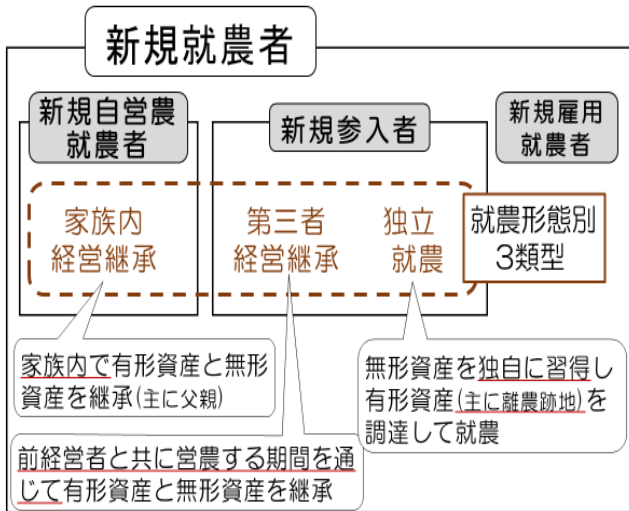


図3 新規就農者の類型化

資料：食料・農業・農村白書および島（2015）より作成

に類型化される（図3）。第三者経営継承は、後継者不在の経営を家族以外の者が施設・設備・農地などの有形資産と、飼養管理技術や地域における信頼関係などの無形資産を、併走期間中に継承する形態である^{注2)}。第三者経営継承は施設・設備の他に、家畜をそのまま継承できること、技術継承を通じて信頼関係が形成されるなどのメリットが挙げられる^{注3)}。一方、独立就農は第三者経営継承とは異なり併走期間はなく、多くの場合は離農農家の跡地に就農するが、無形資産は継承されず空所期間が発生する。Ⅱ章3節にも示したが、前経営者の思考や経営形態を取り入れる必要は無く、放牧酪農や6次産業化など、自由な経営を創出できることが特徴である。反面、空所期間が発生することから、施設の老朽化に伴う新たな設備投資が必要となる。また、第三者経営継承のなかでも、前経営者から有形資産を継承するが併走期間を設けず、独自に無形資産を習得するため、独立就農に近い就農方法とされる居抜き継承がある。このように、新規参入における類型は、資源継承の程度と就農過程の違いにより、いわば相対的なものであって明確に区別すること

表3 就農1年目の平均費用と自己資金

経営作目	就農時に要した平均費用（単位：万円）			
	農地購入	機械施設	営農資金	自己資金
水稲・小麦など	148.3	444.8	129.9	256.0
露地野菜	269.9	227.6	93.2	254.0
施設野菜	563.9	771.0	226.5	398.0
花き・花木	396.7	630.7	196.7	281.0
果樹	490.0	255.8	77.2	350.0
酪農	1394.8	2314.2	1400.0	583.0
その他畜産	89.4	804.3	113.0	429.0
その他	0.0	203.3	151.3	247.0
平均	419.1	706.5	298.5	349.8

資料：全国就農相談センター（全国農業会議所）「新規就農者の就農実態調査結果—平成25年度—」から作成。

注：「営農資金」は就農1年後の費用である。

はできない。

酪農経営は、家畜の飼養技術と飼料作物生産の二重構造をとり、生産に家畜が介在することで互いが複雑に絡み合い、水田や耕種農業などとは異なる。また、新規参入者の有形資産の取得方法は、北海道と都府県では立地条件や農地価格、さらにはプロセスや就農条件も異なるが、総じて施設・農地・乳牛いずれもが高額な資本を要することもあって、新規参入を困難にしている（表3）。ともあれ、酪農新規参入は経営継承に関する各種事業が実績を上げつつあり、特に北海道では北海道農業公社を中心に挙家離村による離農跡地を継承する形態で就農している。

注2：第三者経営継承は、①委譲希望者と継承希望者のマッチング、②短期間での技術・ノウハウの伝達、③農地・施設の引き継ぎ、④信頼関係の構築・維持、⑤関係機関の介在・支援などの重要性が指摘されている^{[4]、[5]}

注3：島^[3]は経営資源の継承と経営展開について、第三者経営継承と独立就農の特徴を比較・分析している。独立就農は新規参入の8割を占めるが、経営安定までに多くの時間を要すること、10aあたり農地取得価

格は第三者経営継承よりも高く、耕地面積は小さい。これは、経営資源をまとめて引き継ぐという第三者経営継承の利点が発揮され、関係機関などにより新規参入者が有利になるよう経営資源の取得価格が引き下げられる調整が働き、さらに就農環境は一段高いステージから開始し、就農後の円滑な経営に繋がると報告している。

(3) 関東地域の新規就農の現状

関東生乳販売農業協同組合連合会平成14年度以降の新規生産者の資料をもとに、会員である各県の酪農業協同組合および同連合会、生乳販売事業に携わる農業協同組合等に対して調査を行った。関東地域の2002～14年までに新たに会員となった経営体は137戸で、これらには親元就農者、農協の再編成による新規会員（千葉44戸、静岡33戸）が含まれている。各会員への聞き取り調査によると新規参入者は8戸であったが、4戸は既に廃業し、再調査の結果さらに2戸が搾乳を中止していた。以降、群馬県、千葉県、神奈川県で新規参入が確認されているが、就農定着率は5割以下であった（表4、表11）。

この調査では、都府県の新規参入は賃貸

表4 酪農新規就農の状況

会員	2002～14 ¹⁾	新規参入者	経過
茨城	3		
酪農とちぎ農業協同組合	5	2	廃業(2008)
栃木県酪農業協同組合	2	2	廃業(2007)
群馬	12		
全農埼玉	0		
埼玉酪	0		
千葉	51	1	廃業(2009)
東京	1		
神奈川	3	1	廃業(2010)
山梨	8		
静岡	51	2	
合計	137	8	4

資料：関東生乳販売農業協同組合連合会より筆者作成。
注：1) 新規雇用就農者、親元就農者は含まない。組合移動を含む新規就農者数である。

により経営を開始できるが持続的ではなく、農地問題や経営継続に関する支援体制の不備を指摘した。一方、群馬県では在村離農による家賃収入目的の経営継承を認めず、第三者経営継承による買取方式を推進している^[6]。2015年に継承した事例は、群馬県畜産協会と当該農協の連携による第三者経営継承であり、優良事例として一つのモデルになっている（図4）。この事例では、マッチングから就農後の支援まで、畜産協会の加藤康義氏による参入支援の貢献が大きく、専門技術員や営農指導員など、第三者の関与が重要であることを指摘した。

以上を踏まえて、北海道の研修牧場制度や都府県の成功事例を基に得策を明らかにしたい。

(4) 調査対象と分析方法

1) 北海道浜中町の研修牧場は、1991年に浜中町と浜中町農協により設立された、新規就農者を育成するための実践牧場である。1986年から2016年に新規参入した酪農家は37戸であり、その後の経営展開を把握するため、研修牧場を経て新規参入した2戸、研修牧場を利用しないで新規参入した2戸に対し

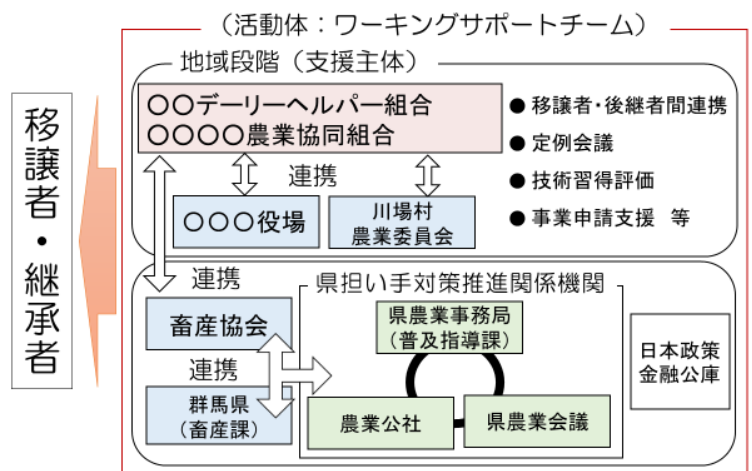


図4 継承をサポートする組織づくり

出所（公社）群馬県畜産協会「新規就農者に対する支援指導について

てヒアリングを行った（2019年8月）。

2) 都府県を代表する栃木県の酪農専門2農協を対象に、2014～18年に離農した経営体の理由とその後の経営資源の状況、および新規参入対策について、営農指導課の担当職員にヒアリングを実施した(2019年4月)。

3) 先行の栃木調査において、「農協単独の支援は困難である」という回答が得られたことから、全国酪農業協同組合連合会（以下、全酪連とする）の会員33農協に対して新規参入の現状と課題、会員農協が実施している新規参入者への支援対策に関するアンケートを実施した。調査内容は農協管内酪農家の概要、

過去5年間の新規参入者数と経営の状況、現在実施している各農協の新規就農対策である。回答者は会員農協の職員であり、離農した酪農家に関する情報は営農指導担当者等の記憶、および記録を基に集計した。

4) 地域・農協・行政が連携して新規参入を推進している多様な事例に着目し、島根県雲南市および愛知県酪農農業協同組合、および各農協管内の新規参入者に対してヒアリングを実施した。調査は、新規参入までの過程、有形・無形資産の取得方法、および参入支援体制について整理するとともに、都府県酪農における新規参入の成功要因を明らかにした。

Ⅱ. アンケートおよびヒアリング調査報告

(1) 北海道浜中町における支援体制

ア 浜中町就農者研修牧場について

酪農が基幹産業である浜中町においても、高齢化や後継者不足による離農が相次ぎ、酪農家戸数の減少が懸念されている。浜中町は農協を中心に酪農関連機関・団体が協力して、新規就農希望者を総合的にバックアップする支援体制を構築している。この支援システムの基軸が「浜中町就農者研修牧場」(以下、研修牧場)である(写真1)。浜中町農協は、2009年に農協他9社が出資する株式会社酪農王国を設立するなど、地域振興や担い手育成のため、常にリーダー的な存在として新たな取り組みを行ってきた^{注4)}。

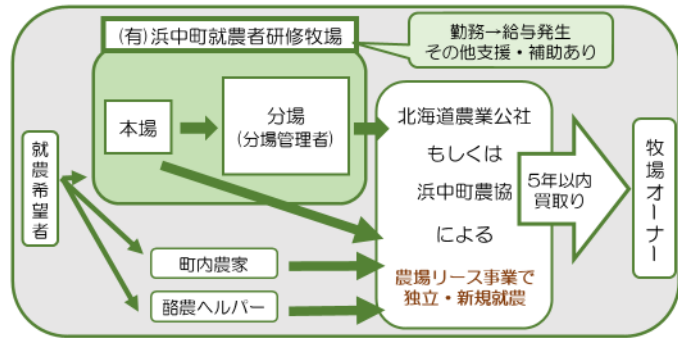
研修牧場は多様な就農形態に対応するため、2004年に法人化し、実習受入れは原則として夫婦またはパートナーがいることが

前提となっている。研修牧場は大別して「本場」と「分場」があり、研修生は本場での研修を経て、分場の経営を開始する(図4)。敷地内に研修生用住宅を完備し、本場事務所の一角には子供部屋を設置するなど、親子でも集中して研修ができるようにリモートワークの環境も整備されている。本場において2～3年の研修を行った後に、分場



写真1 浜中町就農研修牧場

北海道浜中町の取り組みとして



- ◆ 研修牧場を通じて無形資産の取得・就農地の斡旋
- ◆ 農協が農地保有合理化法人の資格を取得

図4 浜中町における新規就農までの流れ

資料：浜中町農業協同組合より作成

の管理者として1～2年運営し、その分場を取得させる。分場の多くは、農地保有合理化法人である浜中町農協が離農跡地を取得したものであり、新規就農者は農地中間管理機構である北海道農業公社の農場リース制度を活用し、分場を取得している。浜中町では研修牧場勤務の有無に関わらず、農場リース制度により新規参入を支援し、さらに新規就農者誘致条例により、リース料の半額助成、5年間の固定資産税相当額の助成も行っている。

イ 新規参入の事例報告

2017年7月に実施したアンケートから^[1]、

研修牧場を経て新規参入した2戸、研修牧場以外の2戸に対してヒアリングを行った(表5)。就農の動機と出身地は区々であるが、特記すべきは研修牧場の評価である。多くは研修生同士の考え方や関係維持に不満を抱き、研修中の人間関係は複雑のようだ。しかし、評価する点に注目すると、実践的な研修を受けられるうえで、安定した給与が保証され、就農地の情報や就農後の支援・資金調達において、浜中町農協によるサポート体制が構築されている。また、子育てをしながら地域との関係を築けたことも、新規就農までの環境整備として高い評価が得られていた。

研修牧場は新規参入の有効な方策であり、地域が一丸となって新規参入を後押ししていることがわかる。

注4：本場は経産牛119頭、未經産牛120頭を飼養し、牧草地116haにおいて放牧を主体に、年間845tの生乳を生産する実践牧場である(2017年現在)。また、株式会社酪農王国は、浜中町農協50%、建設業等49.5%、その他0.5%出資により、常時600頭を飼養している。年間およそ2400tの生乳を生産し、建設業等の異業

表5 調査農家の経営概要および就農経緯と評価

	A酪農家	B酪農家	C酪農家	D酪農家
就農年	2003年	1999年	2011年	2001年
年齢	42才	48才	36才	53才
経産牛・未經産(頭)	41・22	45・20	85・60	40・20
飼養管理	繋ぎ牛舎	繋ぎ牛舎	フリーストール	繋ぎ牛舎
飼料作地・放牧地(ha)	45・15	10・38	80・1	35・10
就農動機	道内農業系大学	就農相談会	ヘルパー組合長の勧誘	農業体験ツアー
研修先	研修牧場勤務	研修牧場勤務	酪農ヘルパー 牧場従業員	牧場研修(個人)
研修期間	2年	2年6ヵ月	6年	2年8ヵ月
就農方法	独立就農	独立就農	第三者経営継承	独立就農
研修先を評価する点	・基礎を学べる ・安定した給料	・子連れでの研修が可能 ・農協職員の支援がある	・様々な牧場で研修	・実践的な研修が可能
研修先を評価しない点	・研修生の意識の差	・研修生同士の関係	—	・研修生同士の関係

資料：アンケート結果より著者作成

種との連携により地域社会、地域経済、離農跡地の再編、担い手育成を目的に設立された地域の基幹牧場である。

2) 栃木酪農における離農の現状と 経営資源の活用

2018年における栃木県内の酪農家戸数は725戸であり、2農協の酪農家戸数は585戸であることから、およそ8割を網羅している。各農協管内の概要、過去5年間（2014～18年度）の離農者数・年代、離農理由および離農後の牛舎の活用状況を把握するとともに、新規参入に関する意識を調査した。離農した酪農家の詳細は、営農指導担当者らの記憶、および帳票類を基に分析を試みた。

2農協の経営主は、40代以下・50代の割合が20%と低い。一方で、60代以上が55%と高く、過半数に達している。後継者不在率は33.2%、今後5年間に搾乳を停止する経営体は8.4%、およそ50戸と推察される。2014年度から18年度に搾乳を中止している経営体数は、5年間で併せて99戸であり、60歳以上が72.7%を占めていた（表6）。

ア 過去5年間の離農者の概要

離農時の年齢は、50歳未満が8%と最も少なく、次いで50代の19%、60歳以上は

表6 2農協の概要と離農者数

		A農協	B農協	全体
酪農家戸数	戸	183	402	585
経営主 年齢	～40代	19.1	22.9	21.8
	50代	25.1	20.1	21.7
	60代～	55.7	57.0	56.6
後継者不在率*	%	16.9	40.5	33.2
今後5年離農予定	%	6.6	9.2	8.4
過去5年以内に離農	戸	28	71	99

*：経営主50歳以上で16歳以上の酪農後継者不在
資料：調査より筆者作成。

72.7%と極めて高かった（表7）。60歳以上の離農者は「後継者不在」および「経営主の高齢化」が多く、50代では「ケガや病気」を理由に離農している。50歳未満は「負債問題」が37.5%と最も高く、次に「ケガや病気」、「肉牛経営以外への転換」がともに25%となっていた。概観すると、後継者不在、経営主の高齢化に集中しているが、離農酪農家のうち、およそ2割が肉牛経営やそれ以外の農業への転換など、引退後、酪農以外の農業に従事していることが明らかになった。肉牛経営への転換は各年齢層に15%ほど存在しており、高齢化やケガ・病気など、搾乳労働等への負担を理由に肉牛経営に転換することで、農業経営を継続しているものと考えられる。次に、離農後の経営資源がどのように活用されているのかを敷衍したい。

イ 経営資源の有効活用

台帳・記録が整備されていたB農協を対象に、離農農家の牛舎および農地の利用状況について調査した。当該農協管内は2014年から18年にかけて71経営体が離農している。離農後の牛舎を①売却・②賃貸はそれぞれ2.8%であった。主な理由は、「離農

表7 離農者の年代と主な離農理由

(単位：%) (複数回答)		全体 (n=99)	～49歳 (n=8)	50～59歳 (n=19)	60歳～ (n=72)
離農者の年代		100	8.1	19.2	72.7
離農理由	後継者不在	52.5	0.0	36.8	62.5
	経営主の高齢化	43.4	12.5	21.1	52.8
	ケガや病気	22.2	25.0	26.3	20.8
	経営維持困難	16.2	37.5	15.8	13.9
	肉牛経営への転換	15.2	12.5	15.8	15.3
	肉牛経営以外への転換	5.1	25.0	5.3	2.8
その他		22.2	25.0	47.4	12.5

資料：調査より筆者作成。

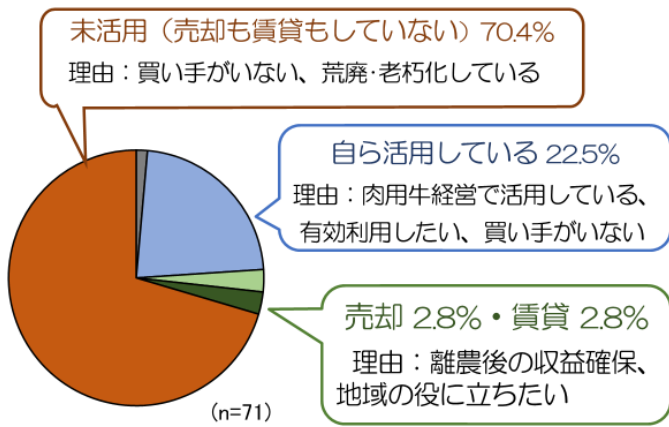


図8 離農後の資源活用

後の収益確保」、「地域貢献」が挙げられた。次に、③離農者が自ら活用している経営は22.5%であり、その理由は、酪農引退後に肉牛経営へ転換し、収入を得ることであった。さらに、④未活用は70.4%と高値を示し、主な理由は「買い手がいない」66.0%、「荒廃・老朽化している」70.0%であり、牛舎は既に利用できず、何らかの修繕や改修が必要であり、有効活用が困難であることが伺われる。

離農跡地への独立就農は、改修費に加えて、高額な乳牛導入費などから現実的ではなく、搾乳を停止する前に経営継承を促すことが望ましい。しかし、農協単独による

就農支援は困難であり、地域全体の優先すべき課題との見解を示し、さらには町内、地区における酪農理解の醸成や酪農家同士の結束が不可欠であることが示唆された。

3) 全酪連会員農協における支援体制の現状と課題

回答が得られた都府県11農協の概要と新規参入支援を表8に示した。11農協の酪農家戸数は1,872戸、うち後継者不在の経営は768戸、41.0%であった。特にA農協は、酪農振興地域と思われるが、後継者不在率は68.4%と高く、新規就農対策を早急に講じなければ減少か加速する。一方で、今後5年以内に離農を考えている酪農家は99戸、およそ5%であり、そのうち経営移譲を希望する酪農家は、わずか5戸にとどまっている。在村離農が可能である都府県では、農地売買や経営継承の対応がなされていない。また、これら酪農家の多くは経営移譲を希望していないことから、農地の多くは土地持ち非農家により賃貸借で利用され、結果として挙家離村による継承は稀で、課

表8 アンケート回答農協の概要

	酪農家戸数 (戸)	後継者不在 (%)	離農予定 (戸)	経営移譲希望 (戸)	有形資産		無形資産	支援体制の構築		
					初期投資 への助成	補助金 の拡充	技術支援	情報の 一元管理	長期的な 支援体制	関係機関 との連携
A農協 岩手県	411	68.4	0	0	○	-	-	-	○	-
B農協	114	30.7	2	1	-	○	○	○	-	-
C農協 宮城県	130	49.2	14	0	-	-	-	-	-	-
D農協	86	37.2	0	0	○	-	-	-	-	-
E農協	117	-	-	-	-	○	○	○	-	-
F農協 岐阜県	108	50.0	13	1	-	○	-	-	-	-
G農協 愛知県	270	35.2	-	-	-	-	-	○	-	-
H農協 岡山県	227	34.8	24	3	-	-	-	-	-	○
I農協	93	23.7	6	0	-	-	-	-	-	-
J農協 福岡県	216	44.9	25	-	-	-	-	-	○	○
K農協 大分県	100	36.0	15	-	-	○	-	-	-	-
合計	1,872	41.0	99	5	-	-	-	-	-	-

資料：アンケート結果より著者作成

表9 新規参入経営の就農概要

酪農家 番号	就農年	就農時 年齢(歳)	就農時飼養頭数(頭)		就農・離農方法		有形資産の取得	
			経産牛	未経産牛	継承	移譲者	牛舎	農地
E	2017	35	35	23	第3者経営継承	在村離農	買取	なし
F	2016	35	2	1	独立就農	挙家離村	賃貸	賃貸
G	2015	36	41	18	第3者経営継承	在村離農	賃貸	なし
H	2016	28	21	13	第3者経営継承	在村離農	賃貸	なし
I	2018	31	34	6	第3者経営継承	在村離農	買取	なし

資料：アンケート結果より著者作成

題解決に向けた抜本的な方策を打ち出さなければならぬ^{注5)}。

有形資産への支援は、「補助金の拡充」や「初期投資への助成」など資金的支援が多く、無形資産の支援は、担い手の研修制度など、技術支援に関する要望が挙げられた。このように、資金支援の拡充を期待する一方で、国や県に対し、「情報の一元管理」、「長期間に亘る支援体制」、「関係機関との連携」など初期段階におけるマッチング支援への期待も多数みられたが、その多くが農協単体での実施が難しい内容であることが明らかになった。また、労働時間の軽減、地域住民との環境問題の改善、酪農理解の醸成など、広範囲にわたる協力の要請も見受けられた。

次に、新規参入した5戸の経営について一瞥してみよう。B酪農家は放牧酪農の形態で独立就農しているが、都府県の新規参入の多くは賃貸により、第三者経営継承で就農している。全ての経営で自給飼料はほとんど生産しておらず、小規模経営であることが伺われる(表9)。

注5：長田らは都府県の新規参入について、賃貸により経営を開始することができるが、経営地に住居を構える大家との関係悪化も新規参入経営が持続しない一因として指摘している^[2]。

4) 都府県における様々な新規参入事例

搾乳を停止させることなく経営継承に結びつけるためには、適確な情報を新規参入希望者へ伝えることが重要となる。本節では、農協等の関連機関と酪農家、地元の名士や有力者が情報を収集し、地域と行政機関が一丸となって新規参入を支援している事例に焦点をあて調査を行った。

島根県雲南地域のJAしまねおよびJAしまね雲南地区本部は、木次乳業有限会社と連携し、新規参入の推進を強化している。昭和37(1962)年に設立された木次乳業は、木次町内の牛乳販売組合と提携し、生乳基盤の確保のため逸早く新規参入の対策を講じ、10年間で3戸を新規参入させている。木次乳業の関わりは、JAしまねから請負う酪農ヘルパー事業の事務局と日登牧場での研修である。農事組合法人日登牧場は、木次乳業代表取締役の佐藤貞之氏が代表理事を務め、1990年に開設した牧場である。およそ80頭のブラウンスイス種を山地酪農の形態で飼養し、研修牧場の機能も具備している。木次乳業が関与して新規就農に導いた経営の経緯と資産の継承について表10に示した。

J酪農家は高知県の畜産系大学を卒業後アメリカへ渡り、就農を決意している。委

表 10 対象酪農家の経営概要

		J 酪農家	K 酪農家	L 酪農家
年齢		40 代	40 代	30 代
就農年数		2009 年	2015 年	2012 年
総飼養頭数		67 頭	48 頭	41 頭
経産牛頭数		41 頭	32 頭	31 頭
土地（うち借地）		0.4ha(0.4ha)	0.5ha	25ha(25ha)
就農方法		第三者継承（居抜き）	第三者継承	独立就農
有形資産取得額		1,400 万円	2,200 万円	2,200 万円
自己資金		200 万円	0 円	1,000 万円
無形資産	就農情報の収集	木次乳業 家畜商・酪農家	日登牧場・木次乳業	木次乳業
	営農技術の習得	家畜商・牧場勤務 家畜商・酪農家	酪農ヘルパー・日登牧場	日登牧場
	人間関係の構築	家畜商・酪農家 自身の人脈	日登牧場・木次乳業	日登牧場・木次乳業

資料：ヒアリング結果より著者作成。

譲希望者の体調不良を機に、継承を生乳集荷先である木次乳業に相談していた。J氏は十分な営農技術を習得していたことからマッチングが急速に進み、居抜き継承で2009年に新規参入した。J酪農家は制度資金や自治体の情報を一切利用せずに就農した稀な事例ではあるが、木次乳業と仲介した家畜商の関与は大きい。また、地域との関係構築において、前経営者は畜産環境問題を疎かにしていたため、J氏の就農に対し否定的であった。しかし、堆肥舎の建設や環境美化に努め、地域の集会やイベントに積極的に参加するなど、今では地域の担い手として中心的存在となっている。就農時のJ氏の苦労は計り知れないものがある。

広島県出身のK氏は、島根県雲南市の酪農ヘルパー職員として7年間勤務し、その後、日登牧場に8年勤務している。この間に、木次乳業より移譲希望者の情報が提供され、2015年に第三者経営継承で就農した。移譲希望者は体調不良を理由に離農を決意し、酪農ヘルパー時代から面識があったK氏と4ヶ月という短い併走期間により継承された。牛舎および農用地は購入により取



写真2 島根調査（左からK氏、山内晴貴氏、JA島根荒木直実氏、木次乳業佐藤貞之氏）

得し、同時に乳牛30頭も引き継いでいる。売買価格の設定は、農協や家畜商等の第三者が仲介し、酪農ヘルパーとして多くの技術を習得していたこと、日登牧場や木次乳業を通じて地域との関係を築いたことから順調に継承された。自己資金は無く、認定新規就農者制度をはじめ、農業次世代人材投資事業（経営開始型）を利用している。移譲者は在村離農ではあるが親密な関係を築けていることから、通勤酪農のK氏にとって緊急時の対応など、よき理解者として望ましい継承事例である（写真2）。

ダム建設で排出された残土造成地活用の



写真3 ダム建設残土調整地における放牧のため、ダム建設土地管理協議会(以下、協議会とする)の委員であった佐藤貞之氏により、当該調整地への酪農新規参入の募集がなされた。その情報は島根県出身で山口県畜産協会に勤務していたL氏に伝わり、日登牧場での2年間の研修を経て、2012年に独立就農した。新規参入希望者の条件は、40歳未満の夫婦であること、放牧を実施することであり、L氏は兼ねてから放牧酪農を希望していたことから、就農を決意したという。牛舎・施設地は全て賃貸で、放牧地15haを含む25haの共有地は、協議会が賃借料相当の管理費をL氏に支払うことで、残土調整地を管理放牧地として利用している。

フリーバーン牛舎・アブレストパーラーを新設し、収容頭数は30頭である。L氏は初期投資を抑えるため、搾乳機械等の施設を中古で導入し、施設・設備に要した金額はおよそ1,700万円、離農する酪農家から購入した乳牛導入費の540万円、合わせて2,200万円であった。認定新規就農者制度、農業次世代人材投資事業(準備型)経営開始型、青年等就農資金、経営体育成支援事業のほか、(公社)ふるさと島根定住財団の定住支援も活用した。現在、酪農教育ファームを通じて地域に貢献し、酪農理解の醸成に努めている。

この地域の新規参入において、全ての事例で木次乳業の佐藤貞之氏が関与し、有形資産の継承はもとより、営農技術の習得や地域住民との関係構築まで携わり、貢献度は非常に高い。また、日登牧場は研修牧場として担い手を育成している。これは俗人的ともいえる支援ではあるが、新規参入の後押しに有効的な手段であることが示唆された(図9)。

経営継承は、経営主の高齢化や後継者不在の他に、ケガや病気など焦眉の急を要す

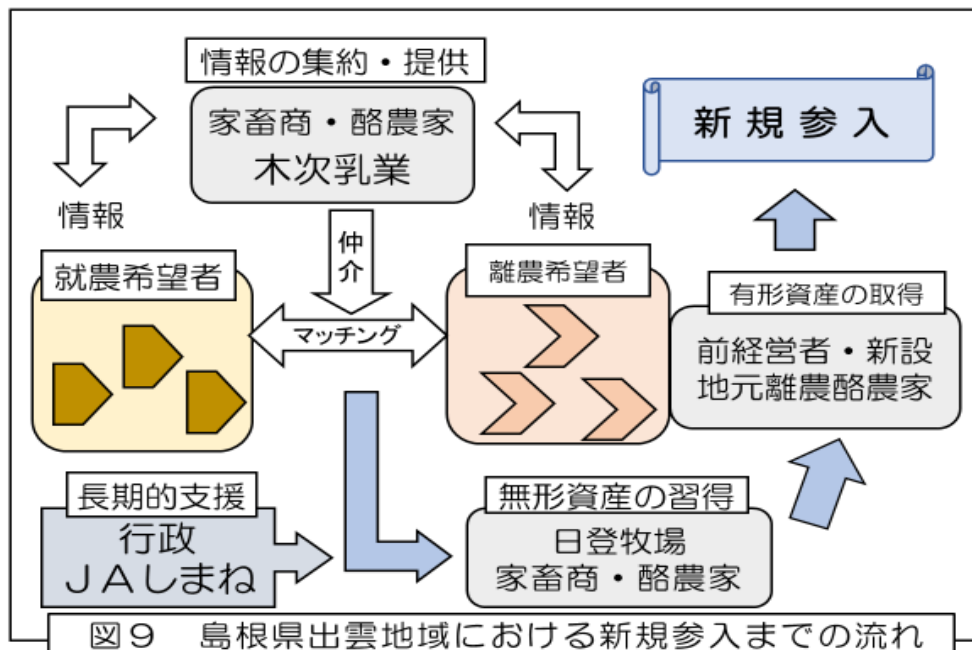


図9 島根県出雲地域における新規参入までの流れ

る離農もあり、これら経営への迅速な対応が円滑な継承につながる。木次乳業の推進活動は、生乳基盤の弱体化により、生乳を確保することと捉えられるが、先代の佐藤忠吉氏は、かつての小さな集落での相互扶助の生活、教育や産業まで、地域活性化の

ため全てを共有する「地域自給に基づいた集落共同体の復活」を目指し活動している。この精神を踏襲し、適宜変化する多様な就農環境において、持続可能な支援体制を確立している。

IV. おわりに

農林水産省は、部門別新規参入者数を初めて公表した（新規就農者調査、2018年）。新規参入者数3,240人のうち、耕種農業は3,090人、全体の95%を占めるのに対し酪農は僅か40人であり、只々驚くばかりである（表11）。新農業人フェアや動物科学系大学では、酪農新規参入を志す若者は多いが、その大半が就農への対策が講じられている北海道に渡っている。これら若者のなかには、都府県で就農を希望するものも少なくないが、新規参入の支援を打ち出すも、決定的な解決策には至っていない。現況は厳しいものがあり、新規就農への道は閉ざさ

れている。都府県では、担い手を確保できない小規模階層を中心に、経営改善に努めた中規模階層においても離農が増加すると予想されるが、その経営資源の有効利用が都府県酪農を支える鍵となっている。

第三者経営継承は、研修内容の偏りや人間関係の構築・維持などの課題が残されている。無形資産の習得方法である新規就農研修牧場は、無形資産の習得のみならず、地域内の新規就農希望者の受け皿として新たな役割を果たし、有形資産取得においても迅速かつ効果的に導く手段としてその有用性を明らかにした。浜中町研修牧場や、日登牧場がこれに相当する。これら研修施設の新設・運営には膨大な費用を要するため、行政や農協など関連機関の協力が必須となる。

集約酪農地域以外では地域住民との間に畜産環境問題が立ちはだかり、これらの問題に対処するため、地元の名士や獣医師、近隣農家など第三者の介入が肝要となる。これは俗人的な介入に依るところが大きいが、空き牛舎の情報や地域との仲介には効果的であり、群馬県・島根県で多くの成功事例を確認した。ここで、都府県における新規参入の成功要因を整理し、得策を提言したい。

表11 2018年新規参入者の部門別内訳

部門		(人)	(%)
耕種農業	稲作	420	13.0
	畑作	200	6.2
	露地野菜作	1,060	32.7
	施設野菜作	670	20.7
	果樹作	510	15.7
	花き作	120	3.7
	その他の作物	110	3.4
	小計	3,090	95.4
畜産業	酪農	40	1.2
	肉用牛	80	2.5
	養豚	0	0.0
	養鶏	20	0.6
	小計	140	4.3
その他		10	0.3
合計		3,240	100.0

資料：農林水産省「新規就農者調査」より著者作成

① 農地中間管理機構や農地バンクなどが離農跡地を保有・集積し経営資源を確保する。高額な農地価格を是正するための調整機能を農協等へ委託して第三者経営継承を推進する。

② 就農希望者を育成するための研修牧場の設立、もしくは代替可能な牧場へ協力を要請し研修施設を設置する。

③ 行政や農協等の第三者が、地域住民への畜産環境問題に対処し、酪農経営への理解を醸成する。

④ 全農・全酪連などの中央組織が中心となり、地域内の離農および就農に関する情報を収集する。さらに、経営移譲希望者と新規参入希望者とのマッチングを促す専門職員を養成する。

最後に、愛知県酪農業協同組合の新たな取り組みを紹介したい。資金力のある雇用型大規模経営体の多くは、地域のリーダーとして情報収集力があり、遊休牛舎の有効利用のため、移譲希望者を露呈させることができる。自経営において研修制度を取り入れて、従業員に第二牧場を分場として管理させ就農に導くのである。一方は牧場従業員として収入を確保しつつ、パートナーが就農する兼業農家制により、2017年に肥

育経営で新規就農している。この形態は酪農でも可能であり、大規模経営体が支援することで資金面においても新規就農を支えることが可能である。愛知県の新たな取り組みは「兼業型就農システム」として注目されている。また、神奈川県は分場として、空き牛舎を賃貸または購入し、新規就農させる事業を検討している。県が自ら新規参入対策を打ち出すのは全国初の試みである。このような情報を現場に最も近い農協職員や各県の畜産関連団体等が共有して、支援・協力体制を築き、多様な都府県型新規就農システムを構築し、柔軟に対応しなければならない。

都府県酪農における新規参入の対策を早急に講じなければ、日本全体の生乳生産は縮小し、日本酪農の存続は不可能となる。新規参入過程は地域・環境により多様であり、その過程から生みだされる新規参入者を政策的支援のもと、新たな新規就農システムの基で、あらゆる経営に対して支援・育成をしなければならない。新規就農を希望する若者の芽を摘むことのないよう、夢と希望、熱意に応えるために、最良な環境を確保するための酪農政策が求められている。

参考文献

- [1] 長田雅宏. 2018. 都府県酪農における新規参入の現状と課題. 畜産コンサルタント. 646. 22-28.
- [2] 長田雅宏. 2017. 酪農新規参入の成功要因と課題. 農業経営研究. 55(2). 39-44.
- [3] 島義史. 2015. 農業の第三者継承における経営資源の継承の経営展開. 農業経営研究. 53(2). 48-54.
- [4] 山本淳子・梅本雅. 2012. 第三者継承における経営資源獲得の特徴と参入費用. 農業経営研究. 50(3). 24-35.
- [5] 山本淳子・梅本雅. 2008. 新規参入者への円滑な事業継承に向けた経営対応の課題と方向.

農業経営研究. 46(1). 101-106.

[6] 加藤康義. 2015. 畜産経営継承システムの構築に向けて（公社）群馬県畜産協会.
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/tikusan/tyumoku/pdf/material2.pdf>

謝 辞

本報告をまとめるにあたり、全国酪農業協同組合連合会の吉村薫氏には調査実施、本学大学院獣医生命科学研究科の山内晴貴氏には分析の多大なる協力に感謝いたします。また、各農協営農担当職員の皆様には、多忙にもかかわらず調査にご協力をいただいたこと、記して感謝の意を表します。